

特集ワイド

入管行政に厳しい目 国連人権理事会部会「差別的対応、国際法に違反」

注目の連載

社会 | 夕刊総合

毎日新聞 | 2020/11/4 東京夕刊 有料記事 2876文字



入管の非人道性を指摘した意見書を受け、「自分たちを人として扱ってくれたことがうれしい」と会見で話すハイダーさん（左）＝東京都千代田区で10月5日

＜日本では、難民として保護を求める外国人への差別的対応が常態化している＞。国連人権理事会の作業部会は、10月に公表された日本政府に対する意見書の中で、出入国在留管理庁による外国人収容の非人道性を明確に指摘した。「正当な行政処分」として続けてきた対応が、国際機関から「恣意（しい）的拘禁を禁じた国際法に違反している」として改善を求められたという、かなり深刻な事態である。

難民申請認定に壁 再収容を繰り返し 異議申し立て困難

国連作業部会の意見書は、収容で人権侵害を受けたとして外国人男性2人が昨年行った申し立てに対して示された。同作業部会が日本の入管行政を「国際法違反」とした初のケースだ。日本政府からの反論を踏まえた上での指摘だけに、その意味は決して軽くない。この指摘後も続く長期収容など、いびつな入管・難民行政には厳しい目が向けられるようになっている。

申し立てをしたのは、日本在住約30年のイラン人と、同13年のトルコ出身のクルド人。2人とも複数回の難民申請をしているが認められず、在留資格を失って国外退去処分を受けて約4年半～5年の長期収容を経験し、現在は仮放免中だ。

作業部会は、2人が正当な理由も司法手続きもないまま繰り返し収容されたと認定。現在もおお、期限を定めずに再収容される可能性があり、収容されれば有効な異議申し立ての手段もないと指摘した。政府に対しては、権利侵害に関する独立機関による調査や責任者の処分、2人への補償を含む救済措置などを求めた。さらに、根拠法である入管・難民認定法が、日本も批准している自由権規約などに反したものではないかとして「深刻な懸念」を表明している。

2人は10月5日に東京都内で記者会見。イラン人のサファリ・ディマン・ヘイダーさん（51）は「僕も含めて収容されている人はほとんどが難民で、それぞれ理由があって母国に帰れない。犯罪者ではないのに犯罪者扱いされている」と訴えた。

注視すべきは、意見書が2週間程度の一時的仮放免の後にまた収容する措置が繰り返された点を取り上げ、「常に再収容への恐怖の中に置いた」と非人道性を問題視した点だ。2人のように仮放免と再収容処分を繰り返され、今も収容中の外国人は大勢いるからだ。

東日本入国管理センター（茨城県）に収容中のイラン人男性（53）は昨年10月初めに仮放免となったが、同月下旬に出頭し、再収容。12月末に再び仮放免、1月に再収容され、10月初めから仮放免を求めてハンガーストライキに入った。男性は10月下旬、車椅子で面会室に現れ、やつれた顔で「逃げ隠れすることなく、日本で穏やかに暮らしたいだけ。私の人権も認めてほしい」と話した。1990年代初めに来日したこの男性も度々難民申請したが、認められずにいる。

実は法務省は現在、法改定を検討中だ。だが、弁護士会や人権団体などは「むしろ改悪につながる恐れがある」と批判を強めている。現行法制度が「国際法違反」として改善を求められたにもかかわらず、である。

入管の長期収容問題の深刻化を受けて設置された法務省の有識者会議「収容・送還に関する専門部会」が6月にまとめた提言では、収容期間に上限を設けないなど現行制度の問題点を解決しないまま、逆に難民認定を求める人たちの送還を促す方向性が示されている。現在の入管法は、難民申請中には送還されないという「送還停止効」を定めているが、専門部会はここに「例外」を設ける考えを提言に盛り込んだのだ。専門部会の議事録などによると、難民申請が一定回数を超えると、申請中でも送還を可能とする規定が検討されているとみられる。

これに関しては、難民を、迫害を受ける恐れのある地域に送還してはならないという、難民条約に定められた「ノン・ルフールマン原則」を侵す可能性が指摘されている。そもそも日本は、難民認定率が先進諸国の中でも際立って低い。政府は「難民認定は適切に行われている」との立場だが、国際的な基準では難民に該当するような人を認めなかった入管の判断が裁判で明らかになる事例が見られる。

近畿圏に住むスリランカ出身の女性（46）のケースはその一つだ。同国では、人口の7割以上を占める仏教徒のシンハラ人を中心とする政府側と、ヒンズー教徒中心の少数派タミル人の武装組織「タミル・イーラム解放のトラ（LTTE）」との内戦が2009年5月まで続いた。こ

の女性は多数派のシンハラ人だが、L T T Eメンバーに家を貸していたことで迫害を受け、内戦終結2年前の07年、日本在住の親戚を頼って来日。女性は難民申請したが、入管からは「出稼ぎ目的」として不認定処分を2度受け、強制送還寸前に難民認定を求めて提訴した。

大阪地裁では、女性の主張する事実関係が認められながらも敗訴。代理人の仲尾育哉弁護士はこう話す。「原告女性の母と妹が、スリランカの警察当局から取り調べを受けた際の調書を現地の弁護士を通じて手に入れ、証拠として提出した。女性が家を貸したことについて厳しい追及を受けたことが記されていた。ところが判決は、証拠の真実性と原告の主張する事実関係を認めながらも、入管の難民不認定を不当としなかったのです」

だが、女性は大阪高裁の控訴審で事実上の「和解」を勝ち取った。「証拠から、本人が帰国すれば逮捕の危険があることは明白。裁判所は、原告が控訴を取り下げる代わりに、入管が難民認定ではなく在留特別許可を出すという妥協案を提示した」。女性の在留特別許可が認められたのは10月のこと。仲尾弁護士が続ける。「こちらの控訴取り下げで、入管側としては1審勝訴が残り、『難民不認定』の判断が裁判で否定されなかったことになる。女性が客観的に難民に該当することは裁判所も入管も認めざるを得ない状況でしたが、原告としては判決まで争うより『実』を取った形です」

こうした中、野党には難民保護制度について検討する動きがある。5月に設立された「難民問題に関する議員懇談会」では、入管の人権侵害の根底に難民制度問題があるとの観点から法改正論議が進む。

会長の石橋通宏参院議員（立憲）は「難民条約締約国ながら難民認定率が0・4%程度では国際的役割を果たしているとは言えない。本来難民として保護されるべき人が認定されず、退去強制処分になっていることがその原因だとすれば、そこを変えなければならない」。人権保護のための難民制度が、いわば相反する役割を持つ出入国管理行政の中に位置づけられていることが問題であり、「政府の入管法改正案への対案としてぶつけたい」と石橋氏は言う。

国会の動きを別にしても、法務省専門部会の提言に対する批判、国連作業部会の意見書順守の要求が、各地の弁護士会、外国人支援組織、人権団体などの声明として入管に突きつけられている。職場や学校、日々の生活の場で外国出身者との共生が進む今、時代に逆行した差別的制度が、市民の目にも異様なものに映るようになったという事実、政府は気づくべきではないか。

【井田純】

毎日新聞のニュースサイトに掲載の記事・写真・図表など無断転載を禁止します。著作権は毎日新聞社またはその情報提供者に属します。

画像データは（株）フォーカスシステムズの電子透かし「acuagraphy」により著作権情報を確認できるようになっています。

Copyright THE MAINICHI NEWSPAPERS. All rights reserved.